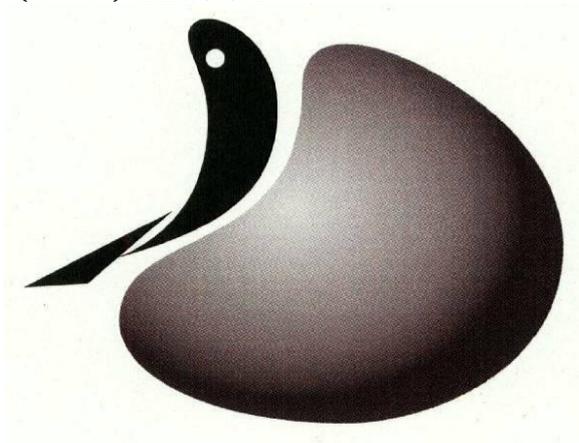


(1 9 0) 【発行国・地域】日本国特許庁 (J P)
(4 5 0) 【発行日】平成 1 8 年 9 月 1 9 日 (2 0 0 6 . 9 . 1 9)
【公報種別】商標公報
(1 1 1) 【登録番号】商標登録第 4 9 8 0 3 7 3 号 (T 4 9 8 0 3 7 3)
(1 5 1) 【登録日】平成 1 8 年 8 月 1 8 日 (2 0 0 6 . 8 . 1 8)
(5 4 0) 【登録商標】



(5 0 0) 【商品及び役務の区分の数】 1
(5 1 1) 【商品及び役務の区分並びに指定商品又は指定役務】
第 2 6 類 漁網製作用杓, 針類, 被服用はとめ, テープ, リボン, 房類, 組みひも, 腕止め, 衣服用き章 (貴金属製のものを除く。), 衣服用バッジ (貴金属製のものを除く。), 衣服用バックル, 衣服用ブローチ, 帯留, ワッペン, 腕章, 頭飾品, ボタン類, 造花, ヘアカラー (電気式のものを除く。), 靴飾り (貴金属製のものを除く。), 靴ひも
【国際分類第 8 版】
(2 1 0) 【出願番号】商願 2 0 0 6 - 1 5 4 5 3 (T 2 0 0 6 - 1 5 4 5 3)
(2 2 0) 【出願日】平成 1 8 年 2 月 2 2 日 (2 0 0 6 . 2 . 2 2)
(7 3 2) 【商標権者】
【識別番号】 5 0 1 1 6 8 8 1 4
【氏名又は名称】独立行政法人水産総合研究センター
【住所又は居所】神奈川県横浜市西区みなとみらい二丁目 3 番 3 号
(7 4 0) 【代理人】
【識別番号】 1 0 0 1 3 3 9 0 5
【弁理士】
【氏名又は名称】石井 良夫
(7 4 0) 【代理人】
【識別番号】 1 0 0 1 1 3 8 3 7
【弁理士】
【氏名又は名称】吉見 京子
(7 4 0) 【代理人】
【識別番号】 1 0 0 1 2 7 4 2 1
【弁理士】
【氏名又は名称】後藤 さなえ
(7 4 0) 【代理人】
【識別番号】 1 0 0 0 9 0 9 4 1
【弁理士】
【氏名又は名称】藤野 清也
【法区分】平成 1 3 年改正

【審査官】日向野 浩志

【類似群コード(参考情報)】

第26類 09A07、13A02、13C01、16A02、16C03、18A01、20F01、21A01、21A02、21A03、21B01、21E01、21F01、22A02

(531)【ウィーン分類(参考情報)】1.15.9;3.9.1;3.9.10.99;3.9.24;4.5.13.2;26.1.1;26.1.3;26.2.5;26.3.1;26.7.9.2;26.15.25